第16回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 **2025年２月27日（木曜日）**
午前10時（受付開始：午前９時）

開催場所 **東京都千代田区平河町二丁目４番１号**
都市センターホテル ５階
オリオン

目　次

招集ご通知 …… 1

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件 …… 5
第２号議案　定款一部変更の件 …… 6
第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）５名選任の件 …… 15
第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件 …… 19
第５号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件 …… 22
第６号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額設定の件 …… 23
第７号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件 …… 24

事業報告 …… 26
計算書類 …… 40
監査報告 …… 44

株式会社ファンドクリエーショングループ

証券コード　3266

証券コード　3266
2025年２月10日
（電子提供措置の開始日2025年２月５日）

株　主　各　位

東京都千代田区麹町一丁目４番地
株式会社ファンドクリエーショングループ
代表取締役社長　田　島　克　洋

第16回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第16回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第16回定時株主総会招集ご通知」及び「第16回定時株主総会その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト　https://www.fc-group.co.jp/ir/stock.html

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

ウェブサイト　https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

上記ウェブサイトにアクセスいただき、当社名または証券コード（3266）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を順にご選択の上、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、3頁に記載の「議決権行使についてのご案内」のとおり、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討の上、2025年２月26日（水曜日）午後５時までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1．**日　　時**　2025年２月27日（木曜日）午前10時（受付開始：午前９時）

2．**場　　所**　東京都千代田区平河町二丁目４番１号 都市センターホテル５階　オリオン

3．**目的事項**

報告事項

1．第16期（2023年12月１日から2024年11月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2．第16期（2023年12月１日から2024年11月30日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件
第４号議案　監査等委員である取締役3名選任の件
第５号議案　補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第６号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額設定の件
第７号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、次のいずれかの方法により行使いただくことができます。

株主総会への ご出席による議決権行使



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため第 16 回定時株主総会招集ご通知（本資料）をご持参ください。

株主総会開催日時

2025年２月27日（木曜日）午前10時

書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようにご返信ください。

各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取扱いいたします。

行使期限

2025年２月26日（水曜日）午後５時到着分まで

インターネットによる 議決権行使

（詳しくは次頁をご覧ください）



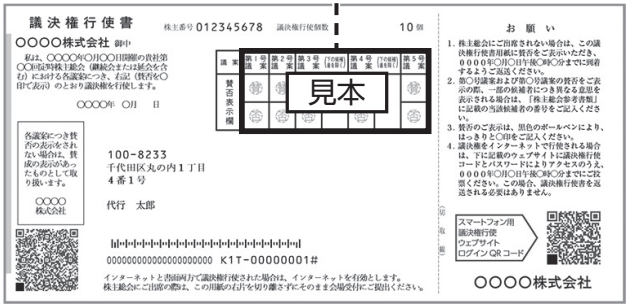
当社指定の議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただき、画面の案内に従って、下記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイト：
https://www.web54.net

行使期限

2025年２月26日（水曜日）午後５時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



※議決権行使書はイメージです。

書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第１・第２・第５・第６・第７号議案

- ▶ 賛成の場合：「賛」の欄に○印
- ▶ 反対する場合：「否」の欄に○印

第３・第４号議案

- ▶ 全員賛成の場合　：「賛」の欄に○印
- ▶ 全員反対する場合：「否」の欄に○印
- ▶ 一部の候補者を反対する場合：

「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

インターネットによる議決権行使のご案内

行使期限 2025年２月26日（水曜日）午後５時まで

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

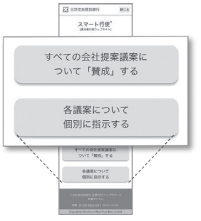
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は１回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

- 書面とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効といたします。
- インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効といたします。
- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。
- インターネットのご利用環境によっては、ご利用いただけない場合があります。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト

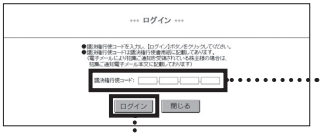
https://www.web54.net

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

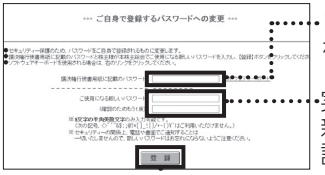
2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使に関して、ご不明な点がございましたら、右記にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

三井住友信託銀行株式会社　証券代行ウェブサポート専用ダイヤル
0120-652-031（受付時間　午前9時～午後9時）

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当事業年度の期末配当につきましては、当事業年度の業績や今後の業績見通し、内部留保、今後の事業展開等を総合的に勘案した結果、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

１．配当財産の種類
金銭といたします。

２．株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき１円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は37,653,070円となります。

３．剰余金の配当が効力を生じる日
2025年２月28日

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

①　当社において、更なるコーポレートガバナンスの強化、意思決定の迅速化を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたします。

　これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設、監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行います。なお、本議案における監査等委員会設置会社への移行に係る定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

②　資本政策及び配当政策の実施を機動的に実施できるよう、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨の変更を行います。

③　その他、上記の変更に伴い所要の変更を行います。

2．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
第1章　総　則	第1章　総　則
第1条～第3条（条文省略）	第1条～第3条（現行どおり）
（機関の設置） 第４条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1.取締役会 2.監査役 3.監査役会 ４.会計監査人	（機関の設置） 第４条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1.取締役会 2.監査等委員会 3.会計監査人
第５条（条文省略）	第５条（現行どおり）
第２章　株　式	第２章　株　式
第６条～第10条（条文省略）	第６条～第10条（現行どおり）

現 行 定 款	変 更 案
第3章　株主総会	第3章　株主総会
第11条～第17条（条文省略）	第11条～第17条（現行どおり）
第4章　取締役及び取締役会	第4章　取締役及び取締役会
（取締役の員数） 第18条　当会社の取締役は、6名以内とする。	（取締役の員数） 第18条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く）は、8名以内とする。 2　当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。
（新設）	
（取締役の選任方法） 第19条　取締役は、株主総会において選任する。 2　（条文省略） 3　（条文省略）	（取締役の選任方法） 第19条　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。 2　（現行どおり） 3　（現行どおり）

現 行 定 款	変 更 案
（取締役の任期） 第20条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ２　増員又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。	（取締役の任期） 第20条　取締役（監査等委員である取締役を除く）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ２　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ３　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。 ４　会社法第329条第３項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
（新設）	
（新設）	
（代表取締役及び役付取締役） 第21条　取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。 ２　取締役会は、その決議により、取締役社長１名を選定し、また必要に応じ、取締役会長１名及び取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。	（代表取締役及び役付取締役） 第21条　取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く）の中から、代表取締役を選定する。 ２　取締役会は、その決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く）の中から、取締役社長１名を選定し、また必要に応じ、取締役会長１名及び取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。
第22条（条文省略）	第22条（現行どおり）

現 行 定 款	変 更 案
（取締役会の招集通知） 第23条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2　取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。	（取締役会の招集通知） 第23条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2　取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。
（取締役会の決議方法） 第24条　（条文省略） 2　取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合において、当該事項の議決に加わることのできる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。	（取締役会の決議方法） 第24条　（現行どおり） 2　取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合において、当該事項の議決に加わることのできる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
（新設）	（重要な業務執行の決定の委任） 第25条　当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。
（取締役会の議事録） 第25条　取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。	（取締役会の議事録） 第26条　取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。
第26条（条文省略）	第27条（現行どおり）

現 行 定 款	変 更 案
（報酬等） 第27条　取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によってこれを定める。	（報酬等） 第28条　取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によってこれを定める。ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議により定めるものとする。
第28条（条文省略）	第29条（現行どおり）
第５章　監査役及び監査役会	第５章　監査等委員会
（監査役の員数） 第29条　当会社の監査役は、５名以内とする。	（削除）
（監査役の選任方法） 第30条　監査役は、株主総会において選任する。 ２　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	（削除）
（監査役の任期） 第31条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ２　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	（削除）
（常勤の監査役） 第32条　監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。	（削除）

現 行 定 款	変 更 案
（監査役会の招集通知） 第33条　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２　監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。	（削除）
（監査役会の決議方法） 第34条　監査役会の決議方法は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	（削除）
（監査役会の議事録） 第35条　監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。	（削除）
（監査役会規則） 第36条　監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。	（削除）
（報酬等） 第37条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	（削除）
（監査役の責任免除） 第38条　当会社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第１項の規定する責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議により、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。 ２　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間で、同法第423条第１項の賠償責任を法令の定める限度額まで限定する契約を締結することができる。	（削除）

現 行 定 款	変 更 案
（新設）	（常勤の監査等委員） 第30条　監査等委員会は、その決議により常勤の監査等委員を選定することができる。
（新設）	（監査等委員会の招集通知） 第31条　監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２　監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。
（新設）	（監査等委員会の決議方法） 第32条　監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。
（新設）	（監査等委員会規則） 第33条　監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。
第６章　会計監査人	第６章　会計監査人
第39条～第40条（条文省略）	第34条～第35条（現行どおり）
（会計監査人の報酬等） 第41条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	（会計監査人の報酬等） 第36条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

現 行 定 款	変 更 案
第７章　計算	第７章　計算
第42条（条文省略）	第37条（現行どおり）
（期末配当） 第43条　当会社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対して剰余金の配当を行うことができる。	（削除）
（中間配当） 第44条　当会社は、取締役会の決議により、毎年５月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対して、会社法第454条第５項に定める剰余金の配当を行うことができる。	（削除）
（新設）	（剰余金の配当等の決定機関） 第38条　当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。
（新設）	（剰余金の配当の基準日） 第39条　当会社の期末配当の基準日は、毎年11月30日とする。 ２　当会社の中間配当の基準日は、毎年５月31日とする。 ３　前２項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
第45条（条文省略）	第40条（現行どおり）

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（6名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く、以下本議案において同じ）5名の選任をお願いするものであります。

本議案は第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号 1 再任

田島　克洋（たしま　かつひろ）

● 生年月日
1964年９月７日生

● 取締役会への出席状況
100%（16回／16回）

● 所有する当社の株式数
14,002,400株

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1988 年 4 月	大和証券㈱ 入社
2000 年 2 月	プリヴェチューリッヒ証券㈱ 取締役
2002 年 2 月	㈱ジョイント・コーポレーション 資産証券部長
2002 年 3 月	㈱ジョイント・アセットマネジメント 代表取締役社長
2002 年 3 月	ジョイント証券㈱ 代表取締役社長
2002 年12月	㈱ファンドクリエーション設立 代表取締役社長（現任）
2009 年 1 月	ファンドクリエーション・アール・エム㈱ 代表取締役社長
2009 年 5 月	当社設立　代表取締役社長（現任）
2013 年10月	㈱リンキンオリエント・インベストメント 代表取締役社長（現任）

取締役候補者とした理由

田島克洋氏は、創業時より当社及び当社グループ子会社の代表取締役を歴任するなど経営の中核を担うとともに、当社グループの事業に精通しており、また経営全般に対する深い知見を有していることから、当社の取締役として適任であると判断したため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 2 新任

よし だ たかし
吉 田 隆

● 生年月日
1965年5月20日生

● 取締役会への出席状況
-

● 所有する当社の株式数
2,100株

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1988 年 4 月　三井道路㈱（現：三井住建道路㈱）　入社
1992 年 6 月　パシフィックコンサルタンツ㈱　入社
2000 年 1 月　㈱ハウリング・ブル・エンターテイメント　取締役
2002 年10月　サイトデザイン㈱　経理管理部長
2003 年12月　㈱SDホールディングス（現：㈱フォーシーズHD）　管理部長
2006 年 1 月　㈱ファンドクリエーション 経営企画部部長
2009 年 5 月　当社　総合企画室長
2014 年 2 月　当社　取締役経営企画部長
㈱ファンドクリエーション　取締役執行役員経営企画グループ長
2017 年 1 月　パシフィックコンサルタンツグループ㈱（現：パシフィックコンサルタンツ㈱）　財務部長
2018 年 7 月　ファーマバイオ㈱　執行役員管理部長
2023 年 2 月　燈㈱　管理部長
2024 年 4 月　㈱ファンドクリエーション　執行役員経理グループ長（現任）

取締役候補者とした理由

吉田隆氏は、事業会社の管理部門における豊富な経験を有しており、当社グループの中核子会社の執行役員として、管理部門の統括において適切な役割を果たしてきました。経営の重要事項の決定及び業務執行に関する監督において適切な役割を期待することから、当社の取締役として適任であると判断したため、新たに取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 3 再任

うつ み よし かず
内 海 嘉 一

● 生年月日
1980年8月13日生

● 取締役会への出席状況
100%（16回／16回）

● 所有する当社の株式数
187,800株

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

2007 年 4 月　㈱ファンドクリエーション 入社
2015 年10月　同社 不動産投資グループ グループ長
2016 年 7 月　ファンドクリエーション・アール・エム㈱ 不動産ファイナンス部部長
2016 年 7 月　当社 経営企画部 ディレクター
2017 年 1 月　ファンドクリエーション・アール・エム㈱ 投資管理部部長
2017 年 2 月　㈱ファンドクリエーション 執行役員
2022 年 2 月　㈱ファンドクリエーション 取締役不動産投資グループ長（現任）
当社 取締役（現任）

取締役候補者とした理由

内海嘉一氏は、当社グループの事業に精通しているとともに、インベストメントバンク部門の責任者として当社グループの業績に貢献していることから、当社の取締役として適任であると判断したため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 **4** 再任 社外 独立

辻（つじ） 敏樹（としき）

● 生年月日
1950年９月22日生

● 取締役会への出席状況
94%（15回／16回）

● 所有する当社の株式数
14,400株

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1975 年 4 月	大和証券㈱（現：㈱大和証券グループ本社） 入社
1996 年 5 月	同社 大分支店 支店長
1998 年 5 月	同社 高松支店 支店長
2000 年 2 月	同社 福岡支店 支店長
2003 年 2 月	同社 コンプライアンス部
2004 年 5 月	㈱大和証券グループ本社 経営企画部
2005 年 2 月	東短ホールディングス㈱（現：東京短資㈱） 監査役
2005 年 2 月	東京短資㈱ 監査役
2005 年 4 月	大和証券投資信託委託㈱（現：大和アセットマネジメント㈱） 監査役
2006 年 6 月	日の出証券㈱ （現：内藤証券㈱）監査役
2013 年 2 月	当社 社外監査役
2016 年 2 月	当社 社外取締役（現任）
	㈱ファンドクリエーション 取締役(現任)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

辻敏樹氏は、金融証券業界に関しての幅広い見識を有されており、当社グループが属する業界の動向も踏まえた客観的かつ独立的な視点での意見をいただいていることから、今後も同氏の知見を当社グループの経営監督に活かしていただけると判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 **5** 再任 社外 独立

斉木（さいき） 愛子（あいこ）

● 生年月日
1984年９月21日生

● 取締役会への出席状況
100%（16回／16回）

● 所有する当社の株式数
18,600株

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

2008 年 4 月	大和証券SMBC㈱（現：大和証券㈱） 入社
2014 年 5 月	UBS銀行 入社
2016 年 5 月	Credit Suisse AG Singapore Branch Private Banking Department 入社
2018 年 4 月	㈱bitFlyer 入社
2019 年10月	個人事業主として開業
2020 年 1 月	㈱PRAS CFO
2020 年10月	㈱PRAS 取締役
2021 年10月	㈱パレスサイドコンサルティング設立 代表取締役CEO（現任）
2022 年 2 月	㈱ファンドクリエーション 取締役（現任）
2023 年 2 月	当社 社外取締役（現任）
2023 年 3 月	ビットバンク㈱ 社外取締役監査等委員（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

斉木愛子氏は、当社グループの主力ビジネスである富裕層向けビジネスについて幅広い経験を有しており、またPRコンサルタントとしての専門的なノウハウを有しております。同氏の経験、知見を活かした意見をいただいていることから、今後も当社グループの企業価値向上を推進していただけると判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

（注）１．各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．取締役候補者田島克洋氏は、会社法第２条第４号の２に定める親会社等であります。
３．辻敏樹氏、斉木愛子氏は社外取締役候補者であり、また、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。本議案が承認された場合、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
4. 社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって、辻敏樹氏が９年、斉木愛子氏が２年となります。
５．辻敏樹氏、斉木愛子氏は、当社の特定関係事業者の役員であります。
６．辻敏樹氏、斉木愛子氏は、当社又は当社の特定関係事業者からの多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去２年間に受けていたこともありません。また、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
７．辻敏樹氏、斉木愛子氏は当社との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を法令の定める最低責任限度額に限定する契約を締結しております。本議案が承認された場合、当社は継続して各氏と当該契約を締結する予定であります。
８．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の損害賠償金、争訟費用、初期対応費用を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても、同内容での更新を予定しております。

第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号 1 新任

さか　もと　こう　じ
阪　本　浩　司

● 生年月日
1960年２月24日生

● 取締役会への出席状況
100%（16回／16回）

● 所有する当社の株式数
60,000株

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1982年４月	兼松江商㈱（現：兼松㈱）　入社
2002年４月	サイトデザイン㈱ 経営管理本部長
2002年６月	同社 取締役経営管理本部長
2003年12月	㈱SDホールディングス（現：㈱フォーシーズHD） 取締役管理本部長
2005年７月	㈱ファンドクリエーション 執行役員 投資管理部長
2008年７月	ファンドクリエーション・アール・エム㈱ 取締役
2017年１月	当社 経営企画部長 ㈱ファンドクリエーション 執行役員経営企画グループ長
2017年２月	当社 取締役経営企画部長（現任） ㈱ファンドクリエーション 取締役経営企画グループ長（現任）

取締役候補者とした理由

阪本浩司氏は、長年にわたり当社の経営企画部長を務め、当社グループの事業及び業務執行全般に精通しているとともに、事業会社の管理部門における豊富な知見を有することから、当社の経営に対する助言及び業務執行の適切な監査を期待し、監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 2 | 新任 | 社外 | 独立

さ とう たか お
佐 藤 貴 夫

● 生年月日
1963年8月5日生

● 取締役会への出席状況
100%（16回／16回）

● 所有する当社の株式数
13,500株

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1995 年 4 月　弁護士登録（第二東京弁護士会）
2001 年 4 月　佐藤貴夫法律事務所　開設
2005 年 9 月　㈱ファンドクリエーション 社外監査役
2006 年 5 月　㈱東横イン　社外取締役
2008 年 4 月　東京簡易裁判所民事調停委員（現任）
2008 年 6 月　㈱トランスジェニック（現：㈱トランスジェニックグループ）　社外監査役（現任）
2009 年 5 月　当社　社外監査役
2011 年10月　霞が関法律会計事務所 弁護士
2013 年 2 月　当社 社外取締役（現任）
2013 年 2 月　㈱ファンドクリエーション 取締役（現任）
2015 年 3 月　桜田通り総合法律事務所 弁護士（現任）
2016 年 3 月　㈱ＡＣＤ 代表取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

佐藤貴夫氏は、弁護士として法律・コンプライアンスに関する豊かな経験と高い見識を有していることから、当社の経営及び業務執行の適切な監査を期待し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 3 | 新任 | 社外 | 独立

かみ や ゆう こ
神 谷 有 子

● 生年月日
1964年11月25日生

● 取締役会への出席状況
100%（16回／16回）

● 監査役会への出席状況
100%（16回／16回）

● 所有する当社の株式数
19,100株

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1988 年 4 月　㈱QUICK 入社
1993 年 4 月　朝日新和会計社（現：有限責任あずさ監査法人）　入社
2000 年 9 月　㈱エフエム東京 入社
2008 年 11月　シグノシステムジャパン㈱ 取締役
2012 年 4 月　税理士法人会計実務研究所
2015 年 9 月　神谷有子税理士事務所 開業（現任）
2016 年 2 月　当社 社外監査役（現任）
2023 年 9 月　株式会社ココルポート 社外監査役（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

神谷有子氏は、公認会計士として企業会計及び税務に関しての豊富な経験と高度で幅広い専門知識を有することに加え、同氏は過去に会社経営に関与された経験を有し、その高い専門性と客観的な立場から当社の経営及び職務執行を適切に監査されることを期待し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

（注）１．各監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．佐藤貴夫氏及び神谷有子氏は、社外取締役候補者であり、本議案が承認された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として両氏を同取引所に届け出る予定であります。
３．社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって、佐藤貴夫氏が12年となります。
４．佐藤貴夫氏は、当社との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を法令の定める最低責任限度額に限定する契約を締結しております。本議案が承認された場合、当社は継続して同氏と当該契約を締結する予定であります。
５．本議案が承認された場合、神谷有子氏は、当社との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を法令の定める最低責任限度額に限定する契約を締結する予定であります。
６．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の損害賠償金、争訟費用、初期対応費用を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても、同内容での更新を予定しております。

第５号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、法令で定められた監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役１名の選任をお願いするものであります。本議案による選任の効力は、定款の規定により本決議後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

石垣（いしがき）　敦朗（あつろう）

● 生年月日
1963年４月29日生

● 所有する当社の株式数
-株

略歴（重要な兼職の状況）

1987年10月　中央新光監査法人　入所
1991年３月　公認会計士登録
1995年７月　石垣公認会計士事務所　開業
1999年３月　税理士登録

（注）１．補欠の監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．石垣敦朗氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
３．石垣敦朗氏を補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、同氏は過去に直接的には会社の経営に関与された経験はありませんが、公認会計士並びに税理士として専門知識を有し、客観的な立場から当社の経営を監査されることを期待することによるものであります。
４．石垣敦朗氏が監査等委員である社外取締役に就任する場合には、当社は同氏と会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を法令の定める最低責任限度額に限定する契約を締結する予定であります。
５．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の概要は事業報告の37頁に記載のとおりであります。石垣敦朗氏が監査等委員である社外取締役に就任する場合は、当該保険契約の被保険者となります。

第６号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額設定の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、2010年2月25日開催の第1回定時株主総会の決議において、年額500百万円以内とご承認いただき現在に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額を定めることとし、年額500百万円以内（うち社外取締役分は50百万円以内）とさせていただきたく存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ、独立社外取締役に説明を行い、適切な助言を得た後に取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。

また、当社の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は事業報告36ページに記載のとおりであります。

当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。現在の取締役は6名（うち社外取締役は３名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、5名（うち社外取締役は２名）となります。

なお、本議案は第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第７号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を年額50百万円以内とさせていただきたく存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案して決定しており、相当であるものと判断しております。本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと、3名となります。

なお、本議案は第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

以上

(ご参考)

取締役スキルマトリックス（本総会において各取締役候補者が選任された場合）

氏　名	当社における地位・役職	当社が特に期待する分野についてのスキル（◎主スキル、○副スキル）							
		企業経営経営戦略	事業に関する知見	業界に関する知見	マーケティングＰＲ	財務会計	法務リスク管理	内部統制ガバナンス	ＥＳＧ
田島　克洋	代表取締役社長	◎	◎	◎	○			○	◎
吉田　隆	取締役	◎	○	○		○	○	◎	○
内海　嘉一	取締役	○	◎	◎	○				
辻　敏樹	社外取締役	◎		○					○
斉木　愛子	社外取締役	○		○	◎				◎
阪本　浩司	取締役(監査等委員)	○	○	○		◎		◎	
佐藤　貴夫	社外取締役(監査等委員)		○				◎	○	○
神谷　有子	社外取締役(監査等委員)	○				◎		○	○

※本表は各取締役候補者が有する全てのスキルを表すものではありません。

事　業　報　告

（2023年12月 1 日から
2024年11月30日まで）

1．企業集団の現況に関する事項

⑴　当連結会計年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度(2023年12月１日～2024年11月30日)における我が国経済は、堅調な企業業績などを背景に景況感は良好な水準を維持しており、雇用・所得環境についても緩やかに改善が進んでおります。一方で、引き締め的な金融政策運営が世界的に行われる中で、一部の中央銀行では利下げに転じる動きがあるなど、金融市場の先行きについては不確実性が高まっております。加えて、物価の上昇によるコスト高や為替相場の変動が続いており、経済の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当社グループの主要事業が属する不動産業界では、引き続き投資家の物件取得意欲は高い状況にあり、訪日外国人の消費回復や円安などの影響もあり、国内外の投資家による活発な物件の売買が行われております。今後についても、物件価格と収益性のバランスを慎重に検討しながら、新規物件の取得を行ってまいります。

また、太陽光発電業界におきましては、投資商品としての需要に加え、カーボンニュートラルの実現に取り組む企業からの投資ニーズも高まっております。再生可能エネルギー普及促進への政府の後押しも追い風に、今後も市場の拡大が期待されております。

運送業界では、トラックドライバーの時間外労働の上限規制などのいわゆる「2024年問題」により、中小の物流事業者の財務改善、資金調達のニーズが高水準で推移しており、当社グループが展開するトラックのリースバックは需要の拡大が見込まれます。

こうした状況の下、アセットマネジメント事業においては、引き続きファンド運用資産残高、不動産等受託資産残高の増加に向けて、新たに投資家ニーズに適合した魅力的な商品開発を進めております。当期においては運送事業用トラックを投資対象とするファンド「ＦＣ車両ファンド」の運用資産残高が1,195百万円増加いたしました。

インベストメントバンク事業においては、当期において国内外の不動産を取得、売却し、収益計上いたしました。車両リース事業においては、運送事業者からのトラックの取得に注力し、当期において1,159百万円のリースバック車両を取得いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は売上高5,669百万円(前期比37.0％増)、営業利益434百万円(前期比24.0％増)、経常利益341百万円(前期比13.7％増)、親会社株主に帰属する当期純利益200百万円(前期比9.5％増)となりました。

＜アセットマネジメント事業＞

当連結会計年度末において、当社グループが運用するファンド運用資産残高は224億円(一部円換算US$1.00＝150.74円)、当社グループがアセットマネジメント業務を受託している不動産等の受託資産残高は188億円となりました。

不動産ファンドにつきましては、アセットマネジメントフィー及びファンド管理報酬等を計上いたしました。証券ファンドにつきましては、外国投資信託の管理報酬等を計上いたしました。また、事業型ファンドにつきましてもアセットマネジメントフィー等を計上いたしました。

この結果、アセットマネジメント事業は、売上高882百万円（前期比0.9％増）、営業利益357百万円（前期比10.2％減）となりました。

＜インベストメントバンク事業＞

不動産投資事業では、国内外の不動産の売却、保有不動産からの賃料収入を計上いたしました。また、車両リース事業においては、車両の売却、リース収入を計上しました。この結果、インベストメントバンク事業は、売上高4,786百万円（前期比46.7％増）、営業利益410百万円（前期比53.0％増）となりました。

事業区分	売上高	営業利益
アセットマネジメント事業	882百万円	357百万円
インベストメントバンク事業	4,786百万円	410百万円
計	5,669百万円	767百万円

（注）営業利益は、セグメント数値を記載しております。

② 設備投資の状況
特記すべき事項はありません。

③ 資金調達の状況
当連結会計年度中に不動産取得資金等2,891百万円を金融機関より調達いたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	第 13 期 (2021年11月期)	第 14 期 (2022年11月期)	第 15 期 (2023年11月期)	第 16 期 (当連結会計年度) (2024年11月期)
売上高（百万円）	2,195	1,686	4,136	5,669
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	152	227	183	200
1株当たり当期純利益（円）	4.06	6.04	4.86	5.33
総資産（百万円）	3,276	4,584	5,670	5,806
純資産（百万円）	2,497	2,662	2,844	3,054
1株当たり純資産額（円）	66.25	70.69	75.53	81.11

(注) 1.1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2.1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。
3.「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年3月31日）等を第14期の期首から適用しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区分	第 13 期 (2021年11月期)	第 14 期 (2022年11月期)	第 15 期 (2023年11月期)	第 16 期 (当事業年度) (2024年11月期)
営業収益（百万円）	168	156	190	184
当期純利益（百万円）	45	56	48	55
1株当たり当期純利益（円）	1.22	1.51	1.30	1.47
総資産（百万円）	2,698	2,577	2,911	2,653
純資産（百万円）	2,185	2,202	2,214	2,232
1株当たり純資産額（円）	57.96	58.48	58.82	59.29

（注）1.1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2.1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。
3.「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年3月31日）等を第14期の期首から適用しております。

⑶ 重要な子会社の状況

① 重要な子会社

会社名	資本金 (百万円)	当社の 議決権比率 (%)	主要な事業内容
㈱ファンドクリエーション	100	100	不動産投資、太陽光発電設備投資、証券投資、ファンドの運営管理
ファンドクリエーション・アール・エム㈱	250	100	不動産投資運用業
FC Investment Ltd.	50	100	ファンドの運営管理

（注）当社の連結子会社は、上記の重要な子会社３社を含む９社であります。

② 事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	株式の帳簿価額 (百万円)	当社の総資産額 (百万円)
㈱ファンドクリエーション	東京都千代田区麹町一丁目４番地	1,486	2,653

⑷ 対処すべき課題

① ファンド運用資産残高等の拡大と新規事業による収益基盤の構築

当社グループは、アセットマネジメント業務における様々な経験・実績を活かして、不動産等受託資産残高の拡大と新規ファンドの受託により安定収益を積み上げ、アセットマネジメント事業の収益基盤の拡充に取り組んでまいります。また、太陽光発電ファンド事業においては、引き続き優良案件の開発・発掘を行っていくほか、車両ファンド事業においても、運用資産残高の更なる拡大に注力してまいります。加えて、新たな投資アセットを対象としたファンドの開発・組成を行うことにより、より強固な収益基盤の構築を行ってまいります。

② 事業基盤の拡充

当社グループは、既存事業を拡大するとともに、新たな市場の開拓に向けて事業ポートフォリオを充実させ、事業基盤をより強固なものへと拡充していくことに取り組んでおります。既存事業による安定的な収益を確保しつつ、シナジー効果やリスク分散効果を狙いながら複数の新規事業に積極的に投資することやM＆Ａ等を実施することにより、事業基盤の拡充に努めてまいります。

③ 金融機関との関係強化について

当社グループは、これまで取引金融機関とは良好な関係を構築してまいりました。今後も、不動産投資や太陽光発電の設備開発、新たな事業展開等を積極的に進めていく上で、資金需要の増加が見込まれるため、機敏な資金調達が行えるように取引金融機関の新規開拓に加え、取引金融機関とより強固な関係を築いていく方針であります。

④ 提携先との関係強化について

当社グループは、これまでに証券会社や金融機関、税理士法人グループと良好な関係を築き、営業力の強化に努めてまいりました。今後は、提携先との更なる連携を進め、富裕層や優良未上場企業などを対象とした販売ルートの拡大と販売力の向上を目指してまいります。また、投資対象となる案件や商材の発掘・仕入れにおいても、提携先との関係を一層強化し、より効果的な戦略を展開してまいります。

⑤ 人材の確保・育成について

当社グループは、2024年11月30日現在、役職員41名（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、派遣社員含む。社外取締役及び社外監査役を含む）と少人数である一方で、各人が営む業務は、いずれも専門的知識と多くの経験を必要としており、それらのスキルを持つ人材の確保・育成が当社グループの経営上の重要な課題であります。今後の業容の拡大に向けて、専門性の高い人材の確保に努めるとともに、定期的な新卒の採用による若手人材の育成にも努めていく方針であります。

⑸ **主要な事業内容**（2024年11月30日現在）

事業区分	事業内容
アセットマネジメント事業	ファンドに係るアセットマネジメント、投資顧問等
インベストメントバンク事業	不動産投資、太陽光発電設備投資、証券投資、金融商品仲介等

⑹ **主要な営業所**（2024年11月30日現在）

① 当社

本社	東京都千代田区

② 子会社

㈱ファンドクリエーション	東京都千代田区
ファンドクリエーション・アール・エム㈱	東京都千代田区
FC Investment Ltd.	Cayman Islands

⑺ **使用人の状況**（2024年11月30日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
アセットマネジメント事業	6名（0名）	-
インベストメントバンク事業	11名（0名）	1名増（ - ）
全社（共通）	8名（0名）	1名増（ - ）
合計	25名（0名）	2名増（ - ）

（注）使用人数は就業員数（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含んでおります。）であり、派遣社員は（ ）内に年間の平均人数を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
5名	1名減	44歳8ヶ月	5年9ヶ月

（注）使用人数は当社グループからの兼務者を記載しております。

⑻ **主要な借入先の状況**（2024年11月30日現在）

借入先	借入残高
株式会社京葉銀行	1,276百万円
株式会社愛知銀行	200百万円
株式会社三井住友銀行	100百万円
株式会社西京銀行	100百万円

⑼ **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2．株式の状況（2024年11月30日現在）

⑴ **発行可能株式総数** 116,000,000株

⑵ **発行済株式の総数** 37,686,371株

⑶ **株主数** 7,254名

⑷ **大株主（上位10名）**

株主名	所有株式数（株）	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
田島克洋	14,002,400	37.19
有限会社T's Holdings	4,800,000	12.75
アイザワ証券グループ株式会社	1,980,000	5.26
桑原幸治	710,000	1.89
北村宗生	577,000	1.53
GMOクリック証券株式会社	450,200	1.20
JPモルガン証券株式会社	378,050	1.00
楽天証券株式会社	314,800	0.84
井上光子	300,300	0.80
松井証券株式会社	293,600	0.78

（注）持株比率は、発行済株式の総数から自己株式（33,301株）を控除した株式数（37,653,070株）を基準に算出し、小数点第３位以下を四捨五入して表示しております。

3．会社役員の状況

⑴ 取締役及び監査役の状況（2024年11月30日現在）

会社における地位及び担当	氏　　名	重　要　な　兼　職　の　状　況
代表取締役社長	田島　克洋	㈱ファンドクリエーション 代表取締役社長 ㈱リンキンオリエント・インベストメント 代表取締役社長
取締役経営企画部長	阪本　浩司	㈱ファンドクリエーション 取締役 経営企画グループ長
取締役	内海　嘉一	㈱ファンドクリエーション 取締役 不動産投資グループ長
社外取締役	佐藤　貴夫	東京簡易裁判所 民事調停委員 桜田通り総合法律事務所 弁護士 ㈱トランスジェニックグループ 社外監査役 ㈱ファンドクリエーション 取締役
社外取締役	辻　敏樹	㈱ファンドクリエーション 取締役
社外取締役	斉木　愛子	㈱パレスサイドコンサルティング 代表取締役CEO ビットバンク㈱ 社外取締役（監査等委員） ㈱ファンドクリエーション 取締役
常勤監査役	立石　則章	㈱ファンドクリエーション 監査役 ファンドクリエーション・アール・エム㈱ 監査役 ㈱FCインベストメント・アドバイザーズ 監査役 ㈱リンキンオリエント・インベストメント 監査役
社外監査役	神谷　有子	神谷有子税理士事務所 公認会計士 ㈱ココルポート 社外監査役
社外監査役	松村　眞理子	真和総合法律事務所 パートナー弁護士 明治ホールディングス㈱ 社外取締役 ㈱小松製作所 社外監査役 ソーダニッカ㈱ 社外取締役 日本航空㈱　社外監査役

(注)　1．取締役佐藤貴夫氏、取締役辻敏樹氏及び取締役斉木愛子氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
2．監査役神谷有子氏及び監査役松村眞理子氏は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。
3．常勤監査役立石則章氏及び監査役神谷有子氏は、以下のとおり財務及び会計に関して相当程度の知見を有しております。
・常勤監査役立石則章氏は、長年にわたり当社の管理部に在籍し、経理・財務業務に携わってきた豊富な経験を有しております。
・監査役神谷有子氏は、公認会計士の資格を有しております。

4．当社は、取締役佐藤貴夫氏、取締役辻敏樹氏及び取締役斉木愛子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

⑵ 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する基本方針

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について、2024年２月28日開催の取締役会において以下のとおり決議しております。

イ．基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、各取締役の役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

ロ．金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の報酬等は、上記イの基本報酬のみとし、業績連動報酬等及び非金銭報酬等は支給しない。

ハ．取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額とする。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社は、役員報酬の総額について2010年２月25日開催の第１回定時株主総会の決議において、取締役の報酬限度額を年額500百万円以内、監査役の報酬限度額を年額50百万円以内とすることを決議しております。なお、当社は定款にて取締役の員数を６名以内、監査役の員数を５名以内と定めており、同決議日時点の取締役の員数は４名、監査役の員数は３名であります。

③ 各会社役員の報酬等の額の決定の委任に関する事項

当該事業年度においては、 2024年２月28日開催の取締役会において各取締役の報酬等の額についての決定が代表取締役社長田島克洋氏に一任されております。当該委任を行う理由は、当社の業績内容、個々の役位や職責、企業価値向上への貢献度を総合的に勘案して、適時・適切な個人別報酬の内容を決定するためです。代表取締役は決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会もその決定を尊重しており、その決定内容が上記の決定方針に沿うものであると判断しております。

④　取締役及び監査役の報酬の総額

区　　分	支　給　人　員	支　給　額
取　締　役	6名	32百万円
監　査　役	3名	12百万円
合　計	9名	44百万円

（注）上記取締役に支給した報酬には、当社の子会社が支給した使用人分給与相当額の総額35百万円が含まれておりません。

⑶　責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、各社外取締役及び各社外監査役とも法令の定める最低責任限度額としております。

⑷　役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により塡補することとしております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社及び当社子会社の取締役、監査役、及び執行役員であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

⑸　社外役員に関する事項

①　他の法人等の業務執行者の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役佐藤貴夫氏は、桜田通り総合法律事務所所属の弁護士であります。当社と同事務所との間に特別の利害関係はありません。

取締役斉木愛子氏は、株式会社パレスサイドコンサルティングの代表取締役CEOであります。当社と同社との間には特別の利害関係はありません。

監査役神谷有子氏は、神谷有子税理士事務所所属の公認会計士であります。当社と同事務所との間に特別の利害関係はありません。

監査役松村眞理子氏は、真和総合法律事務所所属の弁護士であります。当社と同事務所との間に特別の利害関係はありません。

② 他の法人等の社外役員の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役佐藤貴夫氏は、株式会社トランスジェニックグループ社外監査役を兼職しております。当社と同社との間に特別の利害関係はありません。また、取締役佐藤貴夫氏は、東京簡易裁判所民事調停委員を兼職しております。同所と当社との間に特別の利害関係はありません。

取締役斉木愛子氏は、ビットバンク㈱の社外取締役監査等委員を兼職しております。当社と同社との間に特別の利害関係はありません。

監査役神谷有子氏は、㈱ココルポートの社外監査役を兼職しております。当社と同社との間に特別の利害関係はありません。

監査役松村眞理子氏は、明治ホールディングス㈱の社外取締役、㈱小松製作所の社外監査役、ソーダニッカ㈱の社外取締役、日本航空㈱の社外監査役を兼職しております。当社と各社との間に特別の利害関係はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況等
取締役　佐藤貴夫	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席いたしました。弁護士としての豊富な経験と見識から、取締役会の決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役　辻　敏樹	当事業年度に開催された取締役会16回のうち15回に出席いたしました。金融証券業界での経営に関する豊富な経験と見識から、取締役会の決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役　斉木愛子	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席いたしました。富裕層向けビジネスにおける経験、PRコンサルタントとしての知見から、取締役会の決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役　神谷有子	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席し、監査役会16回の全てに出席いたしました。公認会計士としての豊富な経験と見識から、取締役会の決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会においては適宜必要な発言を行っております。
監査役　松村眞理子	当事業年度に開催された取締役会16回のうち13回に出席し、監査役会16回のうち13回に出席いたしました。弁護士としての豊富な経験と見識から、取締役会の決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会においては適宜必要な発言を行っております。

④ 報酬等の総額

区　　分	支　給　人　員	支　給　額
社　外　取　締　役	3名	600万円
社　外　監　査　役	2名	600万円

4．会計監査人の状況

⑴ 会計監査人の名称　　太陽有限責任監査法人

⑵ 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当社の会計監査人としての報酬等の額　　33 百万円

② 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
33百万円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

（注）2．当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署からの報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容や報酬見積もりの算定根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

⑶ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会が、会社法第340条第１項に定める解任事由に該当すると判断した場合は、監査役会規則に則り解任又は不再任とする方針であります。

連結貸借対照表

(2024年11月30日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
流動資産	**4,909**	**流動負債**	**1,297**
現金及び預金	1,837	短期借入金	563
売掛金	79	1年内返済予定の長期借入金	167
未収入金	181	未払金	213
有価証券	120	未払法人税等	76
営業投資有価証券	388	賞与引当金	53
棚卸資産	2,154	役員賞与引当金	9
短期貸付金	91	投資損失引当金	14
立替金	5	預り金	116
その他	50	前受収益及び契約負債	5
固定資産	**884**	その他	76
有形固定資産	**420**	**固定負債**	**1,455**
建物及び構築物	5	長期借入金	1,415
工具、器具及び備品	13	繰延税金負債	38
土地	402	その他	1
無形固定資産	**2**	**負債合計**	**2,752**
その他	2	**純資産の部**	
投資その他の資産	**461**	**株主資本**	**2,935**
投資有価証券	222	**資本金**	**1,180**
長期貸付金	135	**資本剰余金**	**677**
敷金及び保証金	60	**利益剰余金**	**1,078**
繰延税金資産	2	**自己株式**	**△1**
その他	40	**その他の包括利益累計額**	**118**
繰延資産	**12**	**その他有価証券評価差額金**	**118**
開業費	12	**非支配株主持分**	**0**
		純資産合計	**3,054**
資産合計	**5,806**	**負債・純資産合計**	**5,806**

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2023年12月 1 日から
2024年11月30日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**5,669**
売上原価		**4,533**
売上総利益		**1,135**
販売費及び一般管理費		**700**
営業利益		**434**
営業外収益		
受取利息	2	
受取配当金	4	
受取保険金	9	
デリバティブ評価益	6	
その他	0	**23**
営業外費用		
支払利息	66	
資金調達費用	43	
その他	6	**117**
経常利益		**341**
匿名組合損益分配前税金等調整前当期純利益		**341**
匿名組合損益分配額		1
税金等調整前当期純利益		**339**
法人税、住民税及び事業税	133	
法人税等調整額	5	**139**
当期純利益		**200**
非支配株主に帰属する当期純損失		**△0**
親会社株主に帰属する当期純利益		**200**

（注）金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2024年11月30日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
流動資産	**831**	**流動負債**	**225**
現金及び預金	212	短期借入金	118
売掛金	1	1年内返済予定の長期借入金	93
未収入金	57	賞与引当金	1
営業投資有価証券	10	役員賞与引当金	6
前払費用	7	未払金	4
関係会社短期貸付金	538	未払費用	0
その他	4	未払法人税等	0
固定資産	**1,821**	その他	0
有形固定資産	**3**	**固定負債**	**195**
建物及び構築物	1	長期借入金	162
工具、器具及び備品	2	長期預り敷金	31
無形固定資産	**2**	その他	1
その他	2	**負債合計**	**420**
投資その他の資産	**1,816**	**純資産の部**	
関係会社株式	1,769	**株主資本**	**2,232**
出資金	5	**資本金**	**1,180**
関係会社長期貸付金	60	**資本剰余金**	**659**
長期前払費用	0	資本準備金	180
敷金及び保証金	36	その他資本剰余金	478
繰延税金資産	0	**利益剰余金**	**393**
貸倒引当金	△56	利益準備金	37
		その他利益剰余金	356
		繰越利益剰余金	356
		自己株式	**△1**
		純資産合計	**2,232**
資産合計	**2,653**	**負債・純資産合計**	**2,653**

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（2023年12月 1 日から
2024年11月30日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
営業収益		**184**
営業総利益		**184**
販売費及び一般管理費		**146**
営業利益		**37**
営業外収益		
受取利息	8	
受取配当金	0	
その他	0	**8**
営業外費用		
支払利息	4	
資金調達費用	10	
貸倒引当金繰入額	3	**18**
経常利益		**28**
税引前当期純利益		**28**
法人税、住民税及び事業税	△25	
法人税等調整額	△1	**△26**
当期純利益		**55**

（注）金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年１月27日

株式会社ファンドクリエーショングループ
　取締役会　御中

太陽有限責任監査法人
大阪事務所
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　齋藤　哲　㊞
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　髙田　充規　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社ファンドクリエーショングループの2023年12月１日から2024年11月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ファンドクリエーショングループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年１月27日

株式会社ファンドクリエーショングループ
　取締役会　御中

太陽有限責任監査法人
大阪事務所
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　齋　藤　　哲　㊞
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　髙　田　充　規　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ファンドクリエーショングループの2023年12月１日から2024年11月30日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2023年12月１日から2024年11月30日までの第16期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年１月28日

株式会社ファンドクリエーショングループ　監査役会

常勤監査役　立　石　則　章　㊞

監　査　役　神　谷　有　子　㊞

監　査　役　松　村　眞理子　㊞

（注）監査役神谷有子及び監査役松村眞理子は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会会場ご案内図

会場　都市センターホテル５階　オリオン
東京都千代田区平河町二丁目４番１号
ＴＥＬ：(03) 3265-8211



交通ご案内　電車をご利用の場合は東京メトロ「永田町駅」、「麹町駅」、「赤坂見附駅」が便利です。

・東京メトロ有楽町線・半蔵門線・南北線「永田町駅」
　４番・５番出口より徒歩４分、９ｂ番出口より徒歩３分
　※「永田町駅」からのアクセスは、５番出口方面の先にある９ｂ番出口が便利です。ホテル前のプリンス通りに出られます。
・東京メトロ有楽町線「麹町駅」
　半蔵門方面１番出口より徒歩４分
・東京メトロ丸ノ内線・銀座線「赤坂見附駅」
　Ｄ出口より徒歩８分
・ＪＲ中央線「四ツ谷駅」
　麹町出口より徒歩14分

お願い：当日は会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。